

知っ得

情報ボックス

行政相談所を開設します

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて苦情や要望はありませんか。行政相談委員は、行政サービスに関する相談や行政の仕組みなどに関する相談を受け付け、相談者へ助言したり関係機関への橋渡しをするのが主な仕事です。相談は無料で秘密は厳守されます。

○日時

5月15日(木)

午前9時～正午

○場所

町開発総合センター

○行政相談委員

下平 隆康氏(矢堂)

清原 郁美氏(平尾中南)

◎問い合わせ先

役場総務課

☎(86) 1111 「代表」

消費税率改定による上下

水道料金の改定

上下水道料金は、4月1日からの消費税増税に伴い、消費税率に対応した料金となります。上下水道料金(税抜価格)の値上げではありません

ん。5月分から、新しい料金に改定した料金を請求いたします。浄化槽使用料についても、4月請求分から料金が改定されています。

◎問い合わせ先

役場水道課管理係

☎(88) 5664 「直通」

児童手当現況届はお早めに

児童手当を受けている人は、6月中に「児童手当現況届」を提出することになっています。この届けは、受給者に義務付けられたもので、6月1日現在における状況を記載し、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。提出がない場合、受給資格があっても6月分以降の手当(平成26年10月支給分から)が受けられなくなりますので、期日内の提出をお願いします。

○現況届の送付

平成26年6月上旬

○受付期間

6月9日(月)～27日(金)

(課税額確定後)

○提出先

役場町民福祉課

役場総合管理課(指江庁舎)

○手続きに必要なもの

①現況届

②児童手当に係る学校給食費などの徴収に関する申出書

③印鑑

④受給者の健康保険証または年金加入証明書

(国民年金以外の人)

※必要に応じて提出するもの

○平成26年1月1日時点で町内に住所がなかった人

平成26年度児童手当所得証明書(平成26年1月1日時点)

○児童と別居されている人(住民票が別住所となっている人)

別居している児童の住民票謄本、別居監護申立書など

○振込口座を変更したい人

受給者名義の預金通帳

◎問い合わせ先

役場町民福祉課

☎(86) 1157 「直通」

役場総合管理課

☎(88) 5651 「直通」

税務職員採用試験受験者募集

税務職員採用試験の受験者を募集します。募集要項は次のとおりです。

○受験資格

高校卒業見込みの人および高校卒業後3年を経過して

いない人

○試験程度

高校卒業程度

○申込方法および申込受付期間

・インターネット

次の申込専用アドレスをご利用ください。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

・郵送または持参

申込用紙は人事院九州事務局、熊本国税局および最寄りの税務署に備え付けてあります。

○申込受付期間

・インターネット

6月23日(月)～7月2日(水)

(受信有効)

・郵送または持参

6月23日(月)～6月26日(木)

(通信日付印有効)